

和牛せり市の展開とその社会経済的考察

小 野 茂 樹

(広島大学水畜産学部畜産学科)
(1969年4月25日受理)

Auction Market of Japanese Cattle: Its Socio-Economic History

Shigeki ONO

*Department of Animal Husbandry, Faculty of Fisheries and Animal
Husbandry, Hiroshima University*
(Tables 1-7)

ま え が き	57
第1章 近世期の牛市	58
第2章 せり市の展開過程とせり歩合金の推移	62
第1節 2才駒せり市	62
第2節 明治以降の牛馬せり市	64
1. 撒駒金の推移	64
2. 産牛馬組合とせり市の経営	65
3. 家畜市場法および畜産組合法の成立	66
第3節 家畜取引法の成立とせり取引	70
1. 畜産農協とせり市の推移	70
2. 家畜取引法	73
3. せり取引と相対取引	74
む す び	76

和牛せり市の展開とその社会経済的考察

ま え が き

せり (auction) という取引の方法は、単数の商品に対して複数の買手があった場合に、最も高い買取価格を提示した買手に、当該商品を売り渡す取引の方法であり、もともと自然発生的に生まれた取引方法とおもわれるが、現在でも、おもに規格性の乏しい商品の取引に制度化されている。

家畜もせりの対象とされる商品であり、欧米でもわが国でも、古くから家畜せり市があるが、しかし同時に相対取引 (direct sale) もおこなわれ、欧米ではむしろ相対取引が、正統的な家畜市場取引の方法とみられている。尤も米国では、家畜におけるせり取引の簡便さが見直され、近年市場取引として急速に拡大普及しているが、しかしそれはあくまで上述の、家畜の商品として規格性の乏しさによるものであって、わが国の場合とは事情がちがう。

わが国では徳川期に2才駒のせり市制度がおこなわれ、馬産農民に強制されていたが、のちに産牛地でも子牛のせり市制度が普及し、さらに今日では、「家畜取引法」によって、すべての家畜の市場取引は、

せり（又は入札）によらねばならないことが規定されている。本稿ではおもに和牛せり市を中心に、わが国に固有な家畜せり市制度の展開をふり返り、その社会経済的性格について考察を加えた。

第1章 近世期の牛市

家畜が市という組織のなかで取引されるようになったのは、文献的には延喜式（巻42. 左京職）にみられる東ノ市⁵¹ 隲のうち馬隲、西ノ市⁵² 隲のうち牛隲とあるのが始めだとされる。同時代、あるいはややおくれ、美作国牛馬市、備前国一ノ宮市（慶雲2年—705—）、備後国深津市（養老5年—721—）など、牛馬市の存在を示す記録が散見されるが⁵³、それらが混合市（combination sale）の形態をとりつつも、他方において牛馬のもつ商品的特性から、ほかの商品取引と区別された専門化傾向の強い牛馬市へ発展したものとおもわれる。しかし反面、牛馬市は市日（market day）のもつ定期性のゆえに、いわゆる fair としての性格を後代にまで持続したのは、欧米におけると同様である。

牛馬市の組織が整備され、記録も詳細になるのは近世期に入ってからである。これは中世期を通じて進行した産馬地帯の分化が完成し、産馬地帯での馬の生産および流通が統制されてきたことと関連する。したがって、市に関する記録も、おもに産馬地での2才駒せり（世利・掬・世里など）の法制化に関するものであり、牛市については詳細ではない。それはまた馬が軍需的な家畜であり、牛が民需的であったことに原因するとおもわれる。

しかし当時の、馬産地における藩の馬政機関の職制のなかに、例えば牛馬改役・牛馬役・牛馬掛御用人などの名称があり（南部藩）、また牛馬籍・総牛馬改などの如き、馬に対すると同様な取締が、牛についてもあったかをおもわせる呼称が用いられているが⁵⁴、これは牛馬という慣行的な一対の用法によるものらしく、その内容は馬政に関するもののみである。だから馬政の末端機構である村内の馬政については、馬肝煎・馬見役などのように、牛の呼称を伴わない（南部藩）。

しかし、馬産地においても、牛に関する流通が全く放任されていたのではなく、ほぼ雌馬に対すると同様な行政上の取扱いがおこなわれ、他領への流出についての取締が厳重であった。例えば加賀藩では、他領払の牛馬の市に関して「牛馬他国出之儀、近年仕法之通……市相立候得共、右市日之内二歳駒、并牝馬牛等差別相立居、売方指支候等有之、是迄入交売買方願出承届候儀モ有之候得共……⁵⁵」とあり、雌馬と牛とは市の取引上の扱いでは同類とみられている。

何れにしても馬産地における馬市は、流通統制と藩財政拡充の必要から藩営されたのであるが、産牛地における牛市は、専ら民需的な立場で、流通上の必要性に基づき、設立されたものが多かった。

中国地方の産牛地で、近世期を通じて3大牛馬市とされたのは、備後国久井（杭）市、伯耆国大山市、石見国出羽市であったが、久井市は応和の頃（961～963）博勞勤平なるものが、伯耆大山神社を迎えて市を開始したのが最初で、その後一旦衰微したものを、延宝（1673）年間に庄屋宮の前三郎兵衛が再興したという⁵⁶。また大山市については承安年間（1171～1174）に、基好上人が大山寺本尊地藏菩薩を牛馬守護の仏であると唱え、牛馬の守札を全国に施与してのち、牛馬を連れ参詣するものが多くなり、取引が始まったといわれるごとく⁵⁷、開設起原の古い市については、多くは社寺に関連する起原が説かれている。

牛市も馬市と同様に、市としての組織が整い、その数がふえるのは近世期に入ってからとおもわれる。明治17年に農商務省の調査した「全国牛馬市場取調表⁵⁸」によって、兵庫県および中国地方産牛地の、開設年代別牛馬市数を表示すると第1表ようになるが、開設年代の不詳のもの21市を除けば、徳川時代を開設年代とするものが最も多い。また同じ「取調表」から、前記中国3大牛馬市の取引概況を抜萃したものが第2表である。その内容が藩政時代そのままのものでないにしても、藩政時代の取引概況を推測することができる。これら当時の大市場は産地と消費地（使役地）とを結ぶ中継市場としての特色をもち、そのほかの小市場はおもに産地市場としての役割を果たしていた。

そして産牛地の牛市のなかには、例えば但馬藩におけるように、藩営の牛市が開設された事例もあるが⁵⁹、後期にはこれも乱れて、多くは馬喰が牛馬宿で開市するものであった。

第1表 中国地方産牛地（兵庫県を含む）における開設年代別牛馬市場数

	明時	治代	徳時	川代	徳以	川前	不詳	計
兵庫	2		2		—		1	5
鳥取	2		3		—		3	8
島根	6		10		1		10	27
岡山	8		13		1		2	24
広島	3		7		1		3	14
山口	2		2		—		2	6
計	23		37		3		21	84

（農商務省：全国牛馬市場調査表）

第2表 中国産牛地における大牛馬市場の概況

—明治15年—

名称	位置	起原	期節	頭数	産地	販路	手数料	市税	盛衰
大山牛馬市	伯耆国 汗入郡 大山	貞享年間	五月 七月 九月	每市 牛凡二千八百頭 馬凡千二百頭	自国及 出雲	備前及近江	一頭 金三銭	前二 同シ	著ルシキ盛衰ナ シト雖追々盛大 ノ姿ナリ
牛馬市*	石見国 邑智郡 三日市村	不詳	七月 九月	牛凡三千五百頭 馬凡百五十頭	牛ハ出雲 ・石見・備 後・備中 馬ハ石見	牛ハ撰津・伊予・ 播磨・近江・伊勢 ・安芸・長門 馬ハ安芸	牡牛馬 四銭 小牛馬 二銭	売揚高 ニ応ス	追年盛大ニ至ル
杭牛馬市	備後国 御調郡 江木村	応和ノ頃	二回	牛凡五千頭 馬凡千二百頭	安芸・石 見・備後 ・備中	播磨・撰津・河内 山城・大和・泉 紀伊・淡路・阿波 四国・周防・長門 豊前・豊後	不詳	売揚金 高百分ノ 一	追年盛大ナリシ モ近頃牛値ノ下 落セシニヨリ稍 衰微ニ至ル

（農商務省：全国牛馬市場取調表による。*印は原表のママとしたが出羽牛馬市を指す）

島根県では明治19年に牛馬市取締規則が公布されるまでは、牛馬市については何らの規約もなく、市場も一定しなかった⁹⁾。しかし郡毎に2~7カ所の牛市が、春秋2期に開かれた。

開市にはまず馬喰の旅宿をきめ、これを問屋と称したが、問屋は開市前に繋場を設け、市場経費として取引の相手方から、鞭先または鼻枕銭を徴した。取引の方法は何れも相対（袖下）であった⁹⁾。この馬喰宿取引は、その後も牛の市場取引慣行として、久しい間定着し、現在でも前記広島県久井市場では、馬喰宿での取引慣行を残し、これを法に基づく家畜市場で取引されたものと看做して、市場開設者（久井町）が手数料を徴している。

島根県では大山寺馬市の博勞座取引が特徴的である。博勞座については中世期の「鎌倉七座」のなかの、「馬商の座」に関連して、その起原を推測するものもあるが、しかし博勞座取引が組織立てられたのは、近世中期頃のようにである¹⁰⁾。

前述したように、大山が牛馬守護神であることから牛馬が集まったが、寺社側は不浄をおそれ寺社内に入るを禁じ、大山寺部落の草原に繋牧したことを契機に、牛馬取引が始まったが、博勞（馬喰）の往来が盛んになりその統制が必要とされ、享保11年（1726）に牛馬市の開設が許された。それまで草原で分散して取引されたものが、境内の一部を博勞座と定めここで取引されるようになった。博勞座の数は不明であるが、分っているもの12座があり、そのうち備前座が最も有力だったという。

取引の方法はもちろん袖下取引であり、「問人」といわれる仲介人がいたが、この博勞座市の特色は、ほかの牛市でみられる博勞宿取引でなく、博勞は宿坊に宿るものである。

次に岡山藩では近世期に11カ所の牛馬市が藩許されていたが（第3表）、このうち最も古い一宮牛馬

第3表 岡山藩の牛馬市場開設年度

市 場 名	開設年度
一宮村 牛馬市	元禄 2年
建部新町 //	// 10
西片上村 //	宝永 4
周匝村 //	享保19
加茂市場村 //	延享 3
金 川 //	宝暦10
藤野村 牛 市	安永 1
矢田村 //	// 2
辛川市場村牛馬市	// 4
福岡村牛馬市場	天保 7
上田村西分牛交易	弘化 2

(石田寛：岡山藩における牛馬市ならびに牛馬に関する考察)

市は、藩中の用馬対策として設けられたもので、藩の保護をうけ、馬喰宿は馬1頭および馬喰1人につき20文づつを藩から支給されていた(宝暦の頃)。また御家中馬の買付に功のあった馬喰に対しては、扶持を与える等のこともおこなっている¹¹⁾。

一宮市を例外として、そのほかの牛馬市はおもに牛の取引市であり、ことに藤野村牛市は登り牛(中国より畿内に送られる牛)に関連して注目される牛市であった。「日本山海名物図絵」の記事にある大阪天王寺の牛市に結ぶ、産地側の拠点となった牛市の一つが藤野村牛市だった¹²⁾。しかし藤野村牛市の10日間の市日ではぼ50頭前後、多いときでも100頭足らずの取引規模だったというから、産牛地牛市はきわめて小規模のものであった。

なお岡山藩の牛馬市について注目されるのは、開市の願出に貧者困窮者の救済を理由とするものが多いことであり、これは領主の在方商業禁止乃至統制に対して牛市をおこし、それを拠点として他の商品市を合せおこなうことにより、在方の繁栄を意図したものであった¹³⁾。これはそれ以前の古い牛市が社寺起原を説くものが多いなかで、牛市の時代的性格の推移を物語るものである。しかし産牛地の牛市の運営は、馬喰商売の便宜に基づいておこなわれ、取引方法はすべて相対であり、産馬地帯に普遍的だったせり市の制度は全くみられない。

尤も我妻東策教授によると、「古来本邦において牛馬は軍事農耕運搬等のため使用され……、就中奥州の産馬・中国産の牛がその品質産額ともに天下に名をなしていたもので、……それは封建時代に主産地の藩廳がその財政的目的から牧畜業を勧奨し、農民をして産牛又は産馬同業組合を組織せしめていたことに因るものである。……兎も角農民自ら相倚り相扶けて秣場及び種牛馬、糶売場等を共有し牛馬の生産販売に関して協同の盟約に服するとともに、他方藩廳の保護干渉をうけ、種牛馬・糶売場等を貸与され、或は二歳牛馬の定期的売却を強制され、或は売上代金の四割乃至二割を仕方金として徴収されてゐたのである¹⁴⁾」(傍点筆者)とあり、旧藩時代に牛についても、せり市乃至せり取引の強制があった如く説かれているが、しかし、もし牛のせり市があったとすれば、それは産牛地ではなくて、産馬地帯の2才駒せり市に随伴したかたちで、例外的におこなわれたものであろう。

前掲農商務省「全国牛馬市取調表(明治15年現在)」によると、全国460カ所の牛馬市のうち、牛のせりがおこなわれる市場数は、青森県で2カ所(設立年次両者ともに明治12年で、明治15年1カ年の牛のせり頭数計479頭)、秋田県13カ所(設立年次不詳。せり頭数1,586頭)、宮城県2カ所、そのほか岩手県で全県22カ所の2才駒糶売場があり、合計512頭の牛が取引されているが、そのほかの府県では牛のせり事例が全くみられない。また中国地方では、せり市という名称をもつ牛馬市は1例もない。

前出の我妻教授の論文に引用されている「畜産要務彙集」によると、宮城県で「明治12年産牛馬組合を設け……翌13年に組合員を変更し単に牝馬所有者の団体となせり……而て二歳牛馬の糶賣執行、畜主より牛馬競賣代金十分二を仕方金として徴収、種馬及牝馬購入代金及組合の費用は仕方金を以て充て」（傍点筆者）とあり、文中に2才牛馬のせり売の記載があるが、しかし組合が雌馬所有者のみの団体であることからみて、当時の子牛のせりは子馬せりに付随的におこなわれたものとおもわれる。また当時牛のせり市があったとしても、これを藩政時代にまで溯及させて、中国地方の産牛地で子牛せりが制度化され、せり取引が強制されたと断定することは困難である。

もともとせりという取引方法は、規格的統一性に欠ける商品取引に、便宜的におこなわれてきた取引方法であるが、しかし取引が公開され、しかも競争購買であるから、比較的公正な価格形成がおこなわれる。藩政時代に2才駒せり市が強制されたのは、藩の立場でこのようなせり取引の機能を利用したものにほかならない。しかし家畜商の慣行的な取引方法は相対の袖下取引であり、取引を非公開にし、また取引当事者それぞれの、牛馬に対する鑑定能力によって牛馬を評価し、取引の利益を取得するものであった。

つまりせり取引も袖下取引も、ともに牛馬の評価に、客観性の乏しいことに基づいて発生した取引法であるが、家畜商取引に慣行化した取引方法は、彼等が経験的に蓄積してきた評価技能の巧拙を、非公開的に競うことによっておこなわれ、またそれによって対農民取引を支配してきたのであるから、せり取引が公権的に強制されない以上、家畜商の側から、せり取引を制度化する契機は生まれる筈はなかったのである。

中国山地での牛のせり市は、後述するように明治末期から大正にかけての時代に、漸く気運が醸成され施行をみたものであり、それは藩政時代の2才駒せり市が、馬の流通統制と藩財政の拡充を目的としたのに対し、家畜商により独占された市場取引を、生産農民に開放するとともに、牛流通の合理化を意図したものにほかならなかった。

家畜のせり市が流通規制あるいは流通合理化を強く意識し、したがってその制度が古く、また常に法規的な強制を伴っておこなわれたところに、わが国の家畜せり市の特殊性がある。

- 注 1) 農林省中四国農試：家畜市場の話，p. 21 (1951).
 2) 帝国競馬協会：日本馬政史第2巻，p. 190～194. 同協会，東京 (1928).
 3) 同上，第3巻，p. 509～510.
 4) 横山一俊：御調郡誌，p. 145，御調郡教育会，広島 (1939).
 5) 生田 清：大山をめぐる人文風景（石田寛・横山英治，大山博勞座，岡山史学，No. 6. 16-49）(1960).
 6) 農林省：農務順末，第4巻，p. 533-567，農業綜合研究刊行会，東京 (1955).
 7) 兵庫県畜産課：兵庫県の畜産，兵庫 (1922).
 8) 島根県内務部第4課：島根産牛馬沿革誌，p. 47，松江 (1900).
 9) 同上，p. 48.
 10) 前掲，大山博勞座，p. 25.
 11) 石田 寛：岡山藩における牛馬市ならびに牛馬に関する考察，瀬戸内研究，No. 13・14 合併号，1-58 (1961).
 12) 同上.
 13) 同上.
 14) 我妻東策：維新勸農策の一翼としての牧畜政策 (2)，農業經濟研究，10 (4)，(1934).

第2章 せり市の展開過程とせり歩合金の推移

第1節 2才駒せり市

家畜市場 (stockyard) における取引を、直接に規制した法律として、現行の「家畜取引法」(昭和31年6月, 改正36年および37年)があるが、これによると「家畜市場において行なう家畜の売買については、せり売り又は入札の方法によらなければならない」(15条)としている。また同法施行以前から、多くの産牛地では地方条例を設けて、子牛せり市への出荷を強制しているし、また条例の施行されていない地方でも、せり市の開設者である畜産組合などの業務規定によって、子牛(子馬)のせり取引が事実上強制されている。

これらについては、あとで再びとりあげるが、何れにしても、家畜の市場における取引方法に法的規制を設けるのみならず、子牛・子馬のせり市への出荷を強制せざるをえないところに、わが国における家畜市場の、あるいは家畜流通一般の特異性がありとしなければならないだろう。

わが国で家畜のせり取引が、公権的に強制されたのは、徳川期の2才駒せり市がその嚆矢だったとおもわれるが、しかしそれが如何なる経緯によるかは明らかでない。さきに引用した「日本馬政史(全5巻)」には、2才駒せり市に関する数多くの資料があげられているが、しかし2才駒の取引にせり方式が採用されるに至った具体的な理由、およびその発生の契機については多くを知りえない。

今日においても、せり方法による取引が慣行的となっている商品は、家畜のほか、美術骨董品の類、羊毛・コーヒー・茶などの特殊農産物、生鮮食料品の類がある。一般に商品としての規格性に欠け、現品を提示して取引する必要があるか、あるいは変質し易く取引に迅速を要する商品である。したがって古い時代にはすべての商品が、せり売りされる条件をもっていたといえるだろう。ことに同一商品に対して複数の買手をもつ場合に、せり取引が最も便利であり、したがってそれが馬の取引に利用されるようになった経緯は、自然発生的なものだったとおもわれる。

しかし2才駒せり市の制度化は、単に取引の便宜に基づいて成立したものではなく、2才駒が馬産藩において、一種の専売的性格の商品として取扱われただけに、取引価格が第三者(この場合藩の立場)に明示されること、および最高の付値に対してせり落されるという、せり取引のもつ機能を重視したものである。

このような藩政時代の2才駒せり市にみられる公権的強制や、代金徴収の方法などが、今日の家畜市場取引にみられる多くの法的規制の、いわば歴史の下地となったものだと理解される。

「日本馬政史」に引用される諸文献によると、2才駒せり市の開始の時期は、藩によってそれぞれちがうが、早いものでは徳川初期にその開始の事実がうかがわれる。

白河領では寛永6年に、2才駒のせり売を始めたが、「二才駒ノ内優良ノモノハ藩廳ニ於テ之ヲ買上ゲ、種馬トシテ人民ニ下付シ、之ヨリ生ジタル牡馬ハ二才ニ至リ販売トナシ、其売値ノ一割五分ヲ藩廳ニ納メ、以テ種馬貸下ノ道ヲ開キ、更ニ販中優等ノ馬匹ヲ出シタルモノハ、其賞トシテ一割五分税ヲ免除(福島県産馬沿革誌)」したという。また「白河領産馬法累記」によると「寛永四年始置ニ馬販市於白河ノ上等ニ才一頭買上金三分也」とあり¹⁾、せり市開始の年代に多少のズレがあるが、要するに寛永年間にせり市が始まったものとおもわれる。

次に木曾の馬市については、寛永年間に木曾谷の支配山村甚兵衛なるものが、馬市の振興に力を入れたが「然れども其初めは二才駒の売買を禁じて三才駒のみを売買せしめたものと見え(大日本農政類編)²⁾」とあるから、2才駒の移動禁止から2才駒のせり市の施行に進んだものとみられる。

近世の初期に、馬産地の一部で開始されたせり市の当初の目的は、軍用としての馬の流通圏の拡大に伴う領内馬産の保護・育成のための、優良種雄馬の選抜におかれていた。しかしその後における貨幣経済の発展とともに、馬産諸藩は藩財政の拡充を目的として馬産に留意し、馬の流通統制の強化をはかり、その拠点としてのせり市の拡充と整備につとめた。

南部藩におけるせり市の開始は、万治元年以来だとされているが、はじめは国中の2才駒の全部を平均1両の公定値段で買上げ、これを領外の岩谷堂・仙台などの市場で売却していたが、その後馬産奨励の見地と農馬の需要の増大にかんがみ、盛岡のほか各代官所所在地の馬市で競売することになったという³⁾。したがって南部藩では、馬の商品化がまず藩の立場でとりあげられ、その後において産馬奨励の見地から、農民的な商品化の場として、せり市の制度化があった如く理解されるが、しかし、その場合でも藩営の専売制であったことには変りがない。

南部藩の馬政はきわめて整備されたものであり、近世中期には里馬扱(牧馬扱に対しての呼称)の馬政機関として牛馬所があり、牛馬改役・代官・牛馬役・馬肝煎・馬見役の職制がおかれ、牛馬籍を整え、また牛馬取引の監督に当たっていた。

毎年秋のせり市に際しては、牛馬改役は各代官所に臨み、優等馬は御用馬および牧場種馬に選取し、以下は一般の売買にまかせた。牛馬役は代官所で牛馬籍の調査とその整理に当り、馬肝煎は村内富有のものから選抜し、村内牛馬の売買・生産・斃死などの手続きに当たったが、御礼銭と称して馬主より1カ年100文宛を徴した。また馬見役は馬喰職であり、2才駒せり場に出張し、馬体検査をおこない、公儀献上馬・種馬候補の選定の業務に服した⁴⁾。

取駒代金については、南部藩では取駒乗金と称して、せり価格の1両以下のときはその馬を人民に給し、1両以上ならば1両を馬代として馬主に給しその余を官に納め(乗金)、またせり価格5両以上のときは褒美として馬主に1歩、10両以上のときは2歩の割で与えたという。せり市での買手は馬商(馬喰・博勞)であったが、その上層は藩の馬政の職制に加えられ、また取引に際しても各種の保護が与えられている。

仙台藩では「馬倍合金」という制度があり、せり市で売られた馬代はその半額を馬の飼育者、すなわち売主に与え、他の半額は馬上金と称して藩に取めたが、しかしこの金額は直ちに買手(馬商)から徴収しないで、売手への支払金は藩が立替えておき、翌年馬商から立替半金に馬上金半高を徴収したので、これを馬倍合金と称した。なお馬上金のほかに駒口役と称し、馬代一切(1貫文)につき30文づつを馬主より徴収した⁵⁾。

せり市制度の内容は、藩によって多少の相違があり、時代の推移による変化もあるが、共通するのは何れも藩営であり、せり取引のもつ公開性と競争購買としての機能を利用して、封建的な専売制をおこなったことである。したがってせり市における藩収金は、藩の専売益金であり、あるいはこれを封建的貢租とみることもできる。つまり2才駒に対する所有は公権的なものであり、農民はせり市を通じて免ぜられた残余分だけの私有を認められたわけである。

せり市制度が2才の雄馬にのみに適用されたのは、雄馬が軍需的性格をもち、したがってまた商品性の高い商品であったからであろう。雌馬については繁殖の基礎畜と考えられ、他領流出に対しての取締りはあったが、領内における取引は比較的自由であり、流通規制は馬喰(職)を通じておこなわれるものが多かった。

尤も仙台藩における元禄2年の文書に「駄馬預置、其駄馬持候二歳駄主取申度由申出候ハバ、駄主ニ可被下之、雖然駒場地頭或ハ其二歳出候知行地頭望之候ハバ、其地頭へ可相渡之五両之内ノ二歳ハ取直ニテ相渡可申事(仙台馬養録)⁶⁾」とあり、雌の2才馬に対する「本人取り」の権制と、その順序を示しているので、2才雌馬についてもせりがおこなわれていたことが推測される。

また秋田藩では2才駒取場は、昔はすべて雄駒のみで開市したが、元禄4年以後からは雌駒を加えるようになったとあるから⁷⁾、2才駒が必ずしも2才雄馬のみでない場合もあることは注意すべきである。2才駒せり市が本来2才雄馬のみを対象としながらも、藩財政拡充策として、これを雌馬にまで拡大する事例が生まれたのであろう。

2才駒せり市における藩収金の額については「文久二年、取駒御用日記ニ依ルニ、大更、鹿角、三戸、五戸、七戸、野辺地、田名部通ニ於ケル駒二歳ノ頭数ハ二千五百三十八疋ニシテ取駒乗金取上高ハ六千五拾両歩歩式朱ナリ(岩手県産馬誌)」とあるから1頭をかりに3両とすると⁸⁾、せり価格の2/3が乗金と

して藩収されたことになる。

- 注 1) 前掲日本馬政史第2巻, p. 62.
 2) 同上, p. 65.
 3) 森嘉兵衛：南部の馬(日本産業史大系, 東北地方編), p. 188, 東京大学出版会, 東京 (1960).
 4) 前掲, 馬政史第3巻, p. 189—194.
 5) 同上, 第2巻, p. 466.
 6) 同上, p. 464.
 7) 同上, 第3巻, p. 516.
 8) 寛政4年に米沢藩の買上馬1頭2両2歩とあるが(前掲, 日本馬政史第3巻, p. 492). 当時の御買上馬は通常のせり価格より6, 7割は低かったので, 幕末で1頭平均3, 4両程度のものであったとおもわれる。尤も「青森市沿革史」に文久3年の馬価格が高くなり, 13両になったとあるから, 個体差も大きく, 変動も著しかったとみられる。

第2節 明治以降の牛馬せり市

1. 振駒金の推移

藩政時代における牛と馬とに対する流通政策のちがいは, 牛馬のもつ軍需的性格の相違や市場圏の広狭, さらには封建社会に特有な流通の封鎖性に原因するが, 明治以降においても, 家畜に対する国の行政は, 馬を中核として編成されていった。

しかしながら他方において, 乳肉などの畜産物需要が新たに発生するとともに, 肉畜としての牛の重要性も高まり, 国一般の畜産政策のなかで, 馬固有の行政とほかの家畜に共通する政策とが色分けされるようになった。

すなわち馬の改良とその増殖は, 牛およびそのほかの家畜とは, 異なる組織と厚みをもって推進されたのであるが, しかし家畜改良という共通の行政は, ほかの家畜についても施策は上げられ, さらに流通政策に至っては, 国一円の行政のなかで, 馬と牛とで異質である筈はなかったのである。

明治政府のおこなった家畜流通上の施策の最初は, 牛馬売買渡世之者, つまり家畜商に対する鑑札制度である(明治元年11月)。当初は関八州豆州のうち私領を除く地域に対するものであったが, 全国一円的な統轄の進められるに伴い, その範囲が上げられていった。

2才駒せり市についても, 当初はそれぞれの旧藩地域での旧慣が温存され, 振駒金の官収というかたちをとっていた。

南部藩では明治3年に民部省養馬係出張所を盛岡に設け, 牛馬取締規則を出して徳川期の馬政を踏襲したが, せり市の官収金はすべて政府に納入した。明治4年に民部省が廃止され, 南部藩は盛岡県となり, さらに翌5年に岩手県と改称されるが, 明治4年に振駒乗金は振駒役永となり, せり代金のうち1円を馬主に与え, 残金を5公5民とした。しかしその官収金で種雄馬を購入して民間に貸下げ, 残金あるときは老衰の種馬払下金とともに大蔵省に納められた¹⁾。

この頃には未だ上中の駄馬, および^{はらみ}孕牛馬の他払が禁ぜられているが, しかし禁令も次第に緩和され²⁾, また振駒役永は明治7年に賦金と改め4公6民とし, さらにこれを県庁限りで処分することを許し, 翌8年より実施している。さらに明治11年に3公7民となり, 14年には官収入は, その年に設立された産馬会社³⁾に任かされ, せり代金の8分が馬主に, 2分が組合に収められることになり, 今日のせり歩合金(手数料)に近いものになった。

それ以前からすでに, 自由民権運動に刺戟されて, 振駒金はすべて民有のものであり, 官収すべきものでないとの世評が高まっていたが⁴⁾, 産馬事業の主体性が産馬会社に移されてより, その経営として前記2分の徴収金が充当されることになった。しかしせり市の直接の管理は, 官庁の保護の下に戸長村史が取扱っていた。

明治22年に産馬会社が経済的理由と、下部組織の離反によって解体し、同23年に岩手県産馬事業組合が設立された。組合は当初管内22の下部組織（産馬組）に自治を許し、馬籍取締とともに、せり市の経営を、県庁の保護の下に実施しようとしていたが挫折し、25年には22組が独立して業務をおこなうことになり、この時にせり市の経営が事実上組合に移ったのである。

その後明治33年の産牛馬組合法（法律第20号）の公布により、産馬組合はこの法律に基づくものとなり、同聯合会が設立されせり市の期間が一定し、また通常1郡市をその区域とすることになったのであるが、この頃まではせりの強制は、藩政時代に引続き2才の雄馬を中心とするものであった。

雌馬のせりについては、明治3年に三春藩で春期のせり市を2才雌馬の取引に充て、せり価格の15%を徴収したとあるが、明治17年の旧南部領（青森県内）の牛馬取締規則（同22年改正）に「毎組便宜の地に擧場一カ所を設け、其組合町村内に産する所の牡馬は總て二歳に至り其組の擧場に於て擧払いに付すべし（第5条）⁵⁾」（傍点筆者）とあり、せりの強制が2才雄馬であったことが分る。

旧南部領で雌馬せりが強制されたのは明治44年であるが、雌馬はその所有者がせり取るものが多く、せりの強制に対して強い反対があり、翌45年には雌馬せりは随意としている⁶⁾。

旧仙台領では組合が随意に雌馬のせりを開き、10~20%の歩合金が徴収されていたが、明治44年に組合定款に規定されて、雌馬のせり市が強制されている（歩合金5%）。さらに宮城県では、繁殖用に供しえない雌馬についてのみせりがおこなわれた⁷⁾。

雌馬についてもせり制度が拡大されるのは、封建的せり市制度の強化ともみられなくはないが、しかし発展史的な考察をすれば、それは産馬事業とせり市経営の、組合移管を契機とし、撤駒金の低減とその手数的性格への変化を伴うものであり、むしろせり市が封建的なものの継承から、ようやく脱皮したとみるべきだろう。すなわちせり市の強制も当時としては近代性を担っていたのであり、このことは和牛におけるせり市の展開と、その社会経済的性格を考察する上において、見逃せない問題点である。

2. 産牛馬組合とせり市の経営

産馬事業における産馬会社に対して、牛については各地で殖牛社そのほかの産牛目的の会社が設立されており⁸⁾、これらがのちの産牛組合の前身となったのであるが、おもに洋種牛による畜牛改良事業のみをおこない、その規模と組織は、産馬会社および同組合に比べていちじるしくおくれた。

例えば広島県神石郡では明治9年に有志によって殖牛社が計画され、同15年に至ってようやく設立をみるが⁹⁾、その事業の主体は短角種雄牛の政府貸下を受け、畜牛改良をおこなうことにあった。しかし牛価の下落を原因として、同23年に解散している。次いで神石郡畜牛改良組合が生まれたが、(明治25年)、種雄牛検査・奨励金の交付をおもな事業内容としており、和牛の流通事業には干渉していない。

尤も「農林行政史¹⁰⁾」によると「明治15年に神石郡殖牛社が設立され、同25年には神石郡畜牛改良組合が組織されている。これらの組合は……せり市場を開設」(傍点筆者)したとあるが、調査してみるとその事実はない。産牛地におけるせり市開設の気運は、その後ずっとおかれて産牛馬組合法の成立(明治33年)を契機として醸成されたものとみるべきだろう。

すなわち明治23年の農業恐慌を原因とする自作農層の没落に対処して、わが国にも産業組合の構想が生まれ、同33年に産業組合法の制定をみたが、他方日清戦争の経験に基づき、軍馬改良の要求から産牛馬組合法が制定された。

産牛馬組合法は畜産団体に関する最初の特別法であるが、①営利事業をおこなうことが禁ぜられ、②組合が設立された場合は、地区内（原則として郡市）の牛馬生産者の強制加入制であった¹¹⁾。産牛馬組合法は、それ以前の馬匹調査会の設立（明治28年）、種馬牧場および種馬所の設立（同29年）、種馬検査法の制定（同30年）、あるいは組合法以後の馬匹去勢法（同34年）、馬匹改良30年計画の着手、および国有の牧場・種馬所の増設（同37年）など、一連の軍馬改良の諸策との関連性をもつものであり、国の馬政機構の末端として、その組織が固められたのであった。

だから産牛馬組合法というものの、その実質は産馬組合法にほかならなかつたのであるが、しかし一

面、畜産諮詢会¹²⁾に代表される明治期を通じての、牛馬の改良と取引改善に関する官民の要求が、組合の官制化というかたちで織り込まれたものであった。

だがもともと馬の改良に関する民間の要求は、必ずしも軍馬改良の要求と一致するものではなかった。馬の改良と産馬体制における上部機構と下部機構との不一致は、それ以前にも産馬会社からの産馬組の離反（前出）というかたちであらわれたことがあったが、産牛馬組合ができてのちも、町村を下部組織とする種馬区と、県立種馬種付所および国立種馬種付所とを結ぶ産馬の体制のなかで、上層ほど軍馬的改良要素が強く、下層に農馬的性格が高いという不一致がみられた¹³⁾。

このような産馬体制におけるいわば違和性を、牛をふくめた家畜改良と取引改善目的のなかに拡散し、組合に公法人的性格を付与¹⁴⁾することによってまとめあげようとしたのではあったが、しかし、国は、より積極的な軍馬育成の必要性にかられて、産馬組合は新たに設けられた馬政局（明治39年）の主管下におかれることになり、馬と牛とは末端に至るまで全く別な行政路線を歩むことになった。そしてその頃には産馬組合の側でも、日清・日露両戦によって醸成された時局の進展を背景にして、牛行政と同一視されることを好まないエリート意識が強くなり、軍馬育成に直結する産馬組織のなかに、容易に組み込まれていったのである。

かくの如くして産牛と産馬とは、その行政上の取扱いが全くちがったにも拘わらず、産牛馬組合法はそのまま存続したために、産牛組合は産馬組合に数歩をゆづりつつも発展し、大正3年、すなわち産牛馬組合（法）が畜産組合（法）に移行する前年の統計では、産牛馬組合総数414組合のなかで産牛組合130、同聯合会3、産馬組合66、同聯合会4、産牛馬組合195、同聯合会16であった¹⁵⁾。このうち産牛馬組合名義のもの、牛馬何れに比重が高いかは不詳であるが、産牛組合の産牛・産馬組合全体のなかでの位置は、かなり高いものであったことがわかる。

ところでせり市については、前述したように産牛馬組合経営のものとなり、せり歩合金も組合が自主的に徴収することになったが、せり市への強制出荷は、組合の業務規程によっておこなわれることになった。馬のせり市は藩政時代から継続されており、しかも地域の生産者は、組合に対して加入の義務を負うために、組合経営に移管されても、その実質は従前のものと変らなかつたが、しかし産牛地帯における和牛せり市の実施に対しては、家畜商の側からの強い妨害があり、その実現がおくれている。

鳥取県では既に明治30年に、牛馬市場取締規則が公布されており、産牛馬組合法制定後同38年には犢駒糶賣規則を制定して、子牛子馬のせり取引を、原則として組合経営の家畜市場でおこなうことを定めた。しかしながら、産牛地帯ではせり市の歴史がなく、家畜流通が全く家畜商の掌中におさまられていたので、家畜商の強い抵抗に会い、せり市の開設が困難であった。それがようやく実現をみるのは、大正期に入り産牛組合が畜産組合に転身してのちのことであった。

広島県比婆郡では大正初年にせり市が開かれているが、「地区内九カ所ニ臨時家畜市場ヲ開設シ總テ糶売ノ習慣ヲ作り漸次一般取引ノ方法ヲ改メントス¹⁶⁾」るものであり、常設家畜市場で自由取引（相対取引）を、臨時市場でせり取引を、という2本立の取引をおこない、それによって逐次的にせり取引の普及を期待したのであった。

比婆郡で産牛馬組合が家畜市場（家畜商相互の相対取引市場）を経営できるようになったのは明治44年であり、それまでは徳川時代から引続いて、家畜商による牛馬宿問屋の牛市が開かれていたのであるが、これは多くの産牛地に共通するものであった。それが産牛馬組合法に支援されて、ようやく組合による市場経営にまで到達したものの、それを一挙にせり市にまで発展させ、農家と市場取引とを連結するには、なお家畜商勢力の壁が厚かつた。

だから岡山県では、一旦組合経営による家畜市場が設立されながら、家畜商の妨害で閉鎖を余儀なくされて、大正末期に至って再開された事例もある¹⁷⁾。

3. 家畜市場法および畜産組合法の成立

産牛馬組合法には、監督官庁が必要と認めるときは、せり市を設けることができるとの規定があった

が、それ以上に積極的に家畜市場、およびその取引にふれるものではなかった。そこで家畜市場の開設およびその業務について、法的規則をおこなうものとして、明治43年に家畜市場法¹⁸⁾が制定された。

この法律は23ヶ条で構成されているが、主な内容(規則を含めて)を要約すると、

- ① 市場の開設には地方長官の許可を要する(許可制)。
- ② 市場を分けて常設(年間100日以上開場)、定期(100日以下で定期的開場)および臨時市場とする。
- ③ 市町村が常設家畜市場を開設するときは、一定地区内の私設家畜市場¹⁹⁾の廃止を命ずることができる。また産牛馬組合の市場は市町村市場と同様に取扱われる。
- ④ 常設家畜市場の市日における、当該区域内での他家畜市場および牛馬取引の禁止(市場取引の奨励・大市場主義)、などである。

家畜市場法には、今日の「家畜取引法」におけるような取引方法の統一(せり又は入札)への指向はみられない。しかし組合営の家畜市場を、市町村営のものと同様に扱い、これを保護し、さらに家畜市場法に引続き制定された牛馬商取引規則²⁰⁾(明治43年)では、組合定款に規定された組合市場に付すべき義務の履行の終わらない子牛・子馬を、家畜商が取引することを禁じ、間接に組合市場の取引を保護している。

このような、組合市場に対する保護助長の内容をもつ取引立法に支えられて、組合経営市場、ことに産牛地における組合市場が伸びてきた。

家畜市場法の制定された明治43年の統計では、全国の家畜市場総数665カ所のうち、65%の429カ所が産牛馬組合開設のせり市となっており²¹⁾、翌44年の農商務省調査による家畜市場種類別の統計では²²⁾、家畜市場総数1,011カ所で、その内訳は常設73、定期533、臨時405である。市場総数においてかなりくいちがひがあるが、これは恐らく、臨時市場や、同一家畜市場で市日を異にして、相対取引の市とせり市とが開かれることに起因する市場数把握方法のちがひによるものであろう。

そこで畜産組合法²³⁾(大正4年)が制定されて、家畜市場の組合経営への指向が、一層顕著になった大正5年以降の、開設者別市場数の推移をみると、家畜市場総数の増加の趨勢のなかで、個人・会社経営のもの、つまり家畜商経営のものいちじるしい減少と、組合経営の市場数の成長とが対照的である(第4表)。

第4表 開設者別家畜市場数の変遷(全国)

年次	総数	常設						定期						臨時
		総数	市町村	畜産組合	畜産組合以外の組合	会社	個人	総数	市町村	畜産組合	畜産組合以外の組合	会社	個人	
大正5年	1,588	165	24	25	—	58	58	807	26	586	2	33	160	616
10	2,333	404	41	120	—	110	133	1,405	46	1,062	11	44	242	524
昭和1	2,396	194	13	100	3	43	35	978	21	831	22	24	80	1,224
5	1,939	169	13	110	2	24	20	891	19	812	5	6	49	879
10	2,200	161	10	119	10	9	13	992	20	928	9	2	33	1,047
15	2,691	339	16	306	7	6	4	1,192	13	1,147	9	4	19	1,160
17	2,919	173	9	152	4	7	1	1,310	9	1,286	4	3	8	1,436

(農林省統計表)

このうち常設・定期・臨時の区分は、家畜市場の開場日数に基くものであるが(前出)、その取引方法については不詳である。しかしその開場日数から推定すれば²⁴⁾、常設市場は相対取引市場であり、定期市場は相対およびせり市だともわれるが、年次が進むにつれて、定期市場のなかで占めるせり市の割

合が高くなるものとみてよいだろう。だから定期市場における会社・個人経営の後退と、組合経営市場の増加は、そのまませり市の発展を物語る数字とみることができる。そしてこの間において、産牛地の家畜市場をめぐる組合と家畜商との関係には、かなり微妙な動きがみられる。

牛馬商取締規則（前出）によって、家畜商は、組合定款で規定された市場出荷義務の終らない子牛の取引ができないことになり、家畜商の取引は大きく制限をうけることになったが、しかしまた他方において、組合が市場を開設しても、市場の取引参加者、ことに買手はそのほとんどすべてが家畜商で占められているために、家畜商の意向を全く無視した市場運営にふみきることとも困難であった。

そこで組合は産地市場においても、まず旧慣そのままの相対取引の市場を、組合で経営することによって、家畜商との摩擦を回避しつつ他方においてせり市を開設して、子牛生産農家が直接に市場の利用が可能な途をひらくという両面作戦をとり、その後次第に子牛についてはせり取引を、成牛については相対取引という、市場の機能的分化を定着させていった。その間にあって、畜産組合法（大正4年）が、当時の組合と家畜商との家畜取引をめぐる緊張に対して、緩和剤としての役割を果たしている。

和牛については、すでに明治41年に産牛奨励規程が出されており、これは大正8年の畜産奨励規則にまで発展するのであるが、それまでに各府県における種畜場制度が確立し、和牛もようやくそれ以前の洋雑種偏重期を止揚して、本格的な改良方向がとられようとしていた。そしてそのような和牛の改良に呼応するかたちで、末端の産牛組織と流通機構の整備に対する強い要請があったが、このような動向を背景にして、それまでの産牛馬組合法に代って、畜産組合法の登場があったのである。

畜産組合法は、さきの産牛馬組合法が専ら産牛馬の増産と改良に関するものに傾き、直接に経済上の施策をおこなえないこと、および牛馬の生産者のみが、組合を組織できる規定になったのを改め、組合の事業と組合員の範囲を拡大したのであるが、産牛馬組合法とのおもなる相違点を要約すると、次の通りである。

① 産牛馬組合は牛馬の改良を目的として、牛馬の生産に従事する者の組織であったに対し、畜産組合は畜産の改良発達と、組合員の利益増進を目的として、牛・羊・豚の飼育者（大正14年の法律改正で馬の飼育者が加わる）によって組織される。

② 畜産組合も産牛馬組合と同様に、原則としては営利行為をおこなえないが、地方長官の許可をうけて畜産上の施策をおこなうことになった。

③ 産牛馬組合は経費の強制徴収権はなかったが、畜産組合はこれもちうることになった。

したがって畜産組合は、一面において重要物産同業組合法による同業組合と同様に、強制的団体でありながら、他方において実質的には営利行為が認められていたという点では、産業組合としての性格をもつものであった。

これは畜産が他の産業に比べて、いちじるしくおこなわれているために採られた措置であるが、畜産組合はその発足に当って、低利の資金貸付の途がひらかれ、種雄畜および繁殖用雌畜の購買、家畜市場・屠場等の設備および経営に充てることができた。このことが前掲第4表に示した組合経営の家畜市場の推移に、深い関連をもつものであった。

さらに、とくに産牛地における畜産組合にとって注目すべきは、畜産組合法により、組合員の資格が拡大されたことによって、家畜商が組合員として加入したことである。このことは畜産組合が非農民的要素によって動かされる契機となり、家畜市場運営における家畜商支配の体制を再生産することになるのであるが、しかし当面の生産者対家畜商の、家畜市場をはさんでの対立関係の緩和に役立ち、組合による市場の経営を容易にしたことを見逃せないのである。

その頃までには家畜商の側でも、取引近代化の攻勢に対応して、それまでの牛馬宿市場から脱皮し、法人組織をとり、一応の近代化の衣をまとうとする動きがみられた。例えば広島県調牛馬市場問屋合名会社（明治34年）、鳥取県日野郡家畜株式会社（明治44年頃）などがこれである。しかし畜産組合が生まれたことにより、むしろ組合に吸収されることによって保身することの有利をさと、畜産組合を通して家畜市場支配の足場を固めてきた。

かくの如くして明治以降においても、馬と牛とは、一方が軍需、他方が民需という宿命を背負い、したがって牛は常に馬行政に先行されつつも、近代的畜産の育成と流通合理化という共通する課題と、産牛馬組合法—家畜市場法—畜産組合法を発展的に結ぶ一連の系譜のなかで法的規制をうけ、国の畜産行政のなかで、その末端の組織固めがおこなわれてきたのであった。しかしその後、国全体が準戦時および戦時体制に移行するにおよんで、畜産組合は国の徴発下請機関としての、再編成が要請されるようになった。

昭和15年8月から9月にかけて、当時の農林漁業団体中央機関で構成されていた中央農林協議会が、準戦時下の新体制運動に対応して「農林新体制基本綱領」および「農林漁業団体系制要綱」を策定したが、その際馬事関係団体側から、馬は兵器とみなさるべきであり、したがって馬事団体は他の農業団体の統合より切りはなして別個に扱うことが主張され、陸軍もこれを支持した。翌16年12月には国家総動員法の規定に基づく馬事団体令が制定され、農業団体の統合にさきだち馬事団体の系統組織が確立された。そして畜産組合の事業は、馬事に関しては日本馬事会の統制指導をうけることになった²⁵⁾。昭和18年に戦時農業団体法によって、畜産組合は馬に関しては馬匹組合に、また馬以外の家畜は農業会畜産部の取扱うものとして2分されるに至った。

- 注 1) 前掲、日本馬政史第5巻, p. 161.
- 2) 前掲、南部の馬, p. 184.
- 3) 岸 英次：南部畜産の概況と馬産経営の展開（青森県の農業）。
- 4) 農業発達史調査会：日本農業発達史第5巻, p. 230, 中央公論社, 東京（1955）。
- 5) 青森県立図書館編：明治前期における畜産誌, p. 111,（1952）。
- 6) 前掲、日本馬政史第5巻, p. 163.
- 7) 同上, p. 163.
- 8) 金沢殖牛会社（石川県, 明治7年）、赤城牧社（埼玉県, 明治6年）、灰野畜産会社（長野県, 明治15年頃）、殖牛社（島根県, 明治13年）、殖牛社（広島県, 明治15年）、畜産社（佐賀県, 明治15年）などがある。
- 9) 明治9年郡内有志が各村を代表して畜牛改良資金の下付を政府に請願するも沙汰がないので、有志が資金2万円で産牛会社の設立を計画したが、その半額を集めたのみで計画の進行をみなかった。明治13年に県令に対して畜牛殖産資金の拝借を願出、15年に許可され殖牛会社の設立をみた。神石郡教育会：神石郡誌, p. 184, 同教育会, 広島（1927）。
- 10) 農林大臣官房総務課編：農林行政史第3巻, p. 197, 農村協会, 東京（1902）。
- 11) 産牛馬組合を設立するには、その地区内において組合員たるべき者の2/3の同意を必要とするが、組合成立すれば、地区内の牛馬生産者は加入が強制される。また農商務大臣が必要と認めるときは組合の設立を命ずることができる。
- 12) 明治17年11月1日より11日間政府の招集により国会議事堂で開かれた。この会で当時の牛馬改良に対する官民の意見が集積されたが、牛馬取引については家畜商の取締、袖下取引を改めて牛馬定市を設けせり取引とすること、および主要の地に委託所を設けることなど、当時として注目すべき意見が出されている。
- 13) 農林省畜産局：家畜取引調査参考資料 I, p. 112,（1953）。
- 14) 産牛馬組合法に基づく産牛馬組合が公法人か私法人かについては異論があり、訴訟事項にもなっている。公法人とする理由は、①牛馬の改良という公共事業をおこなう、②農商務大臣は組合の設立を強制でき、また設置されると地域の生産者が加入する公法上の義務を負う、③農商務大臣および地方長官が組合の目的遂行のため特殊の監督権をもっていること、である。しかし明治41年11月19日大審院（民事）判決によると「一種ノ私法人ニシテ公法人ニアラズ」とされた。産牛馬組合はのちに畜産組合となったが、昭和4年8月27日

大審院（刑事）判決では上記とほぼ同じ理由（ただし、組合費の強制徴収権が畜産組合法で認められるようになったので、これが理由として加えられた）によって公法人とされている。

- 15) 前掲，農林行政史第3巻，p. 199.
- 16) 比婆郡産牛馬畜産組合：比婆郡の畜産，p. 146，同組合，庄原（1917）.
- 17) 協同組合研究所：畜産農業協同組合に関する研究，p. 37，同研究所，東京（1954）.
- 18) 明治42年議員提出の形で出された「獸畜市場法」が「家畜市場法」に改められ，次の国会で成立した。明治43年3月18日法律第1号公布，同年12月農商務省令第26号同法施行規則，同44年2月1日施行，同45年1部改正（法律第20号）.
- 19) 私設家畜市場とは家畜商の経営によるものである。
- 20) 明治43年12月農商務省令第27号公布，同44年2月1日施行，昭和7年10月1部改正（農林省令第31号）.
- 21) 前掲，日本馬政史第4巻，p. 699.
- 22) 農商務省：第2次本邦畜産要覧，p. 147，中央畜産会，東京（1918）.
- 23) 大正4年1月11日公布，法律第1号，同法施行規則同年7月31日公布，農省務省令第17号，同年8月1日施行，大正14年3月に一部改正。
- 24) 常設市場は年間100日以上の開場，定期はそれ以下であるが，しかし実際の常設・定期の区分は，必ずしも家畜市場法で示された日数規定によってははいないようである。これは当時の個々の家畜市場の名称，すなわち〇〇常設家畜市場といわれるものの実体が，定期家畜市場と交らないものが多いことである。
- 25) 前掲，農林行政史第3巻，p. 549—550.

第3節 家畜取引法の成立とせり取引

1. 畜産農協とせり市の経営

第2次大戦後，馬政局が廃止され（昭和20年），馬産と一般畜産に対する行政機構は一元化された。戦時農業団体であった農業会および馬匹組合も，農業協同組合法（昭和22年）により，農業協同組合（総合農協），あるいは畜産農業協同組合（特殊農協）に編成がえされた。

畜産農協が特殊農協として，総合農協とは別個に設立される過程のなかで，両者の間に単に組織上の問題だけでなく，事業面での競合が予測されたのであったが，結局は両者の事業面での分業というかたちで一応の協定が成立した。

例えば馬は畜産農協，牛は総合農協（岩手県），あるいは大家畜は畜産農協，中小家畜は総合農協（新潟県）といった如き家畜種類に基づく分業もあり，また中国地方の産牛県では，総合農協（単位農協）を会員とする郡畜連が，家畜市場の経営をおもなる事業とすることによって成立し，単協は地区内の家畜頭数に応じた負担金を郡畜連に納めるが，畜連はまた子牛せり市の手数料の一部を，畜産奨励金として単協に還元する条件で，両者の協定がおこなわれた。

事業面での協定が，このように地域的にちがった姿でおこなわれたのは，もともと両者の対立が旧馬匹組合と旧農業会との利害関係に基づくものであったり（産馬地帯），あるいは家畜商勢力に対する利害関係によるものであったり（産牛地帯）したことによるが，しかし組織上の対立は，総合農協主義に対しての特殊農協主義というかたちで展開されたために，その妥協が困難であり，ある時期には畜産団体の単行法の制定が構想されたこともあった。しかしそれも総合農協側の反対で阻止されて，遂に総合農協をも会員とする構想の下に，中央畜産会および地方畜産会が設立され（昭和31年），これにより一応の協調ができていく。

一般に畜産農協と称するものにも，家畜種類別に各種の組合があり，また畜産会あるいは畜産組合連

合会との系統的な連がりにも、地域的な相違があるが、一般的なかたちとしては郡単位に組織される畜産農協（郡畜協あるいは郡畜連）であり、これは県単位に県畜連としてまとめられた。

岩手県の場合、旧馬匹組合系は県畜産指導連—郡畜協—町村運営委員会—単位農家という系統をもち、旧農業会系は県経済連—郡支所—単位農協—単位農家という連がりをもったが、せり市の開設は指導連系統は郡畜協（馬）がおこない、経済連系では単位農協（牛）がおこなうことにした。郡畜協の主要財源は、もちろんせり歩合金であり、そのほかの事業として種付・牧野の管理・品評会等がある。

昭和30年当時の、全国の家畜市場について地域別開設者別にみると、総計1,350市場のうち約70%の934市場が、畜産農協の開設するものとなっている（第5表）。東北地方に畜産農協以外の組合による開設が比較的多いのは、前述したように当該地方で牛のせり市が経済連系によっておこなわれていることによるが、近年産牛地の畜協も次第に経済連に統合されつつあり、昭和40年現在では、中国地方5県の家畜市場数136カ所のうち、約30%が経済連経営のものとなっている¹⁾。

第5表 開設者別家畜市場数

—昭和30年—

区 分	農 協				公 營	家 畜 商 体	会 社	個 人	そ の ほ か の 体	不 明	合 計
	県	郡	市町村	小 計							
北 海 道	—	119(66)	—	119(66)	—	—	—	—	—	—	119(66)
東 北 道	120(37)	106(106)	42(24)	268(167)	4	1	—	—	12	1	286(167)
関 東 道	3(1)	20(14)	—	23(15)	6	9	—	—	8	2	48(14)
北 陸 道	17(—)	28(28)	14(2)	59(30)	3	5	—	—	15	—	82(30)
東 山 道	25(15)	18(17)	10(2)	53(34)	4	6	—	—	11	1	75(34)
東 海 道	5(—)	24(24)	9(5)	38(29)	—	—	1	1	4	1	45(29)
近 畿 道	3(2)	64(55)	2(—)	69(57)	4	8	2	—	3	—	86(57)
中 国 道	13(12)	196(190)	24(5)	233(207)	3	1	—	1	2	—	240(207)
四 国 道	—	56(56)	1(1)	57(57)	1	—	—	—	1	—	59(57)
九 州 道	75(62)	200(195)	17(15)	292(272)	5	2	2	—	8	1	310(272)
計	261(129)	831(751)	119(54)	1,211(934)	30	32	5	2	64	6	1,350(934)

- 注 1. 農協の欄でカッコ内の数字は畜産農協の分をあらわし、それぞれの欄の数字の内数である。
 2. 北海道の郡の欄は支部および道南地区を区域とするものとする。
 3. 農林省畜産局（1956）家畜取引関係資料

他方、戦前において家畜市場と畜産組合とを結ぶ法的支柱となっていた家畜市場法が、占領軍指示に基づき廃止（昭和23年）されるにおよんで、組合経営の家畜市場はその法的保護を失うことになった。しかし畜産農協はその事業収入の大半が、家畜市場収入によって占められるものが多く²⁾、したがって主として産牛地の畜協が地方議会に積極的に働きかけ、いわゆる子牛・子馬取引条例の制定に成功したのである。

子牛・子馬取引条例の内容は、地方（県単位）により必ずしも同じものではないが、共通する内容としては、「せり売に出し又は評価を受けたものでなければこれを売買又は交換することができない³⁾」とし、この規程に違反したものに罰則を設けている。またせり売は知事の指定したもの（事実上畜協）がおこなうが、指定者はせり売価格に対して一定の手数料を徴収することができる。

また子牛・子馬取引条例のない府県でも、例えば宮崎県のように、家畜市場条例で「県内産の子牛及び子馬はすべて市場においてせりの方法によらなければ、これを売買交換してはならない」として、子牛・子馬取引を規制している事例もある。これらの地方条例を一覧的に示すと第6表ようになる。

一般に産牛地帯に子牛・子馬取引条例があり、産馬地帯では家畜市場条例で子牛・子馬の取引を規制

している。畜協が種雄畜を独占し、また生産検査・登録制の実施などを通じて、農民を畜協に結びつけた場合、畜協は市場規定によって市場出荷を強制することができる⁴⁾。かくの如くして畜協はせり価格に対する一定の歩合金⁵⁾を徴して、畜協運営の主要な財源としているのである。

第6表 家畜取引に関する地方条例一覧表 (24県)

地方名・県名		条 例 名 称	家畜の種類	市場の種類	仔牛・仔馬の強制出場規定
北海道		家畜市場取縮条例	牛・馬・豚・めん山羊	定期・臨時	
東 北	青森	〃	牛・馬	〃	
	岩手	家畜市場開設条例	牛・馬・豚・めん山羊	〃	
	宮城	家畜市場取縮条例	〃	〃	
	秋田	〃	牛・馬・めん山羊	〃	
	福島	〃	牛・馬・豚・めん山羊	〃	
近 畿	三重	〃	牛・馬	〃	有
	京都	仔牛売買取縮条例	牛・馬	〃	
	兵庫	家畜市場条例	牛・馬・豚・めん山羊	常設・定期・臨時	
	和歌山	〃	牛・馬	〃	
		〃	〃	定期・臨時	
中 国	鳥取	〃	〃	〃	有
	島根	犢駒売買取縮条例	〃	〃	〃
		家畜市場条例	〃	〃	〃
	岡山	犢駒売買取縮条例	〃	〃	〃
	広島	仔牛仔馬公正取引条例	〃	〃	〃
	山口	家畜市場条例	〃	〃	〃
		家畜市場条例	牛・馬・豚・めん山羊	定期・臨時	
四 国	徳島	〃	牛・馬	〃	有
	香川	仔牛仔馬せり売条例	〃	〃	
	愛媛	家畜市場条例	〃	常設・定期・臨時	
	高知	〃	牛・馬・豚・めん山羊	定期・臨時	
		〃	〃	常設・定期・臨時	
九 州	佐賀	家畜市場条例	牛・馬	定期・臨時	有
		仔牛仔馬取引条例	〃	〃	〃
	長崎	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
	大分	家畜市場条例	〃	〃	〃
	宮崎	犢駒取引条例	〃	〃	〃
	鹿児島	家畜取引条例	〃	〃	〃
		家畜市場条例	牛・馬・豚・めん山羊	常設・定期・臨時	

(農林省畜産局経済課調査・地方庁の報告)

畜産農協は戦前の畜産組合とちがって、組合の設立および組合への加入・脱退の自由な私法人であるから、戦前から継承されてきた市場収入を確保するためには、家畜市場の利用が農民にとって最も有利な取引方法であることを、畜協の立場で実証しなければならない筈であった。にも拘らず市場利用やせ

り取引が強制化されねばならないところに、わが国における家畜取引の特異性、つまり後進性があるといえるだろう。

せり取引が取引方法として、相対取引に比べて公開的であり、適正価格が実現されるであろうことは一般論として肯定できる。また家畜取引に個別に寄生する家畜商の収奪を免かれるためには、農民に対するせり市利用の強制も、やむをえないものがあるとしなければならないだろう。けれども現実には畜協は子牛の強制出場規定に安住して、本来の使命である畜産の近代化に対して、ほとんど無力であったり、あるいは家畜取引の、より以上の近代化に対してかえって保守的であったりするのである。

農林省畜産局が岩手県遠野家畜市場でおこなった調査報告に、「主取り⁶⁾は累年出場総頭数の2割から4割におよぶのであって、畜協としては馬鹿にならない手数料収入源となっている。……こういう事情を見てみると、このことはどうしても市場＝畜協の利益のためにとられている方法なのであろう。……さて主取りの場合、農家はただ売上金の8分だけの手数料を払えばよいというのではない。市に出すためには、朝暗い中より起き出して、4里・5里の道を馬をひいて遠野に来なくてはならない。又より遠くの農民は前日に遠野町に来て、人1泊500円、馬1泊150円の宿料を出して……。自分の馬を引き続き自分で飼ってゆこうとすると、市場に引いてきて、手数料8分を払ってゆく農民一彼等は勿論黙っているわけではない。ポソポソどうもおかしいという不平をつぶやいている。だが、しっかりとつくられた農村の秩序の中では、彼等自身でどうしようという積極的な動きとしてはあらわれてこないようだ⁷⁾」と述べている。

つまりせり市での出荷や評価が強制される時、はじめから売る意思のない自家保留の牛馬まで、せりにかけなければならない。そして高い手数料と費用とを負担しなければならないのである。もちろんこのような場合、ほかの評価方法も用意されており、また次第に改善されてきている。しかし産牛・産馬地帯の後進性のなかで、家畜商に収奪される農民の利益を、保護するために生まれた筈の組合せり市が、かえって農民の後進性によりかかり、取引のより以上の合理化に対して消極的であるのは、取引条例による強制出荷規定の、悪い一面があらわれているといつてよいだろう。

2. 家畜取引法

戦前の家畜取引における取引主体を規制していた家畜商取締規則や家畜市場法が戦後廃止されたが、前者は昭和24年に家畜商法として復活された。しかし家畜市場取引に対する立法は、それが単に取引主体を規制すれば足りるものではないだけに、調査・準備期間を要し、漸く、昭和31年に「家畜取引法⁸⁾」として再現した。

戦前の家畜市場法との基本的な相異点は、①家畜市場の開設が許可制でなく登録制になったこと、②市場内における家畜の取引方法が規制され、せり売又は入札に統一されたこと、③家畜市場の再編整備を法目的に加えたことなどであるが、このうち②の取引方法に関する規制措置が、家畜商ならびに彼等を顧客とする市場開設者の側から強い反対をうけるに至った。

前述した如く、明治末から大正および昭和の初期にかけて、つまり産牛地における子牛せり市の開設された前後に、子牛せり市の設立に対して家畜商から強い妨害があり、したがって子牛生産者の組合は、一方において法（組合法その他）の支持をうけるとともに、他方において家畜商勢力と協調することによって、ようやく子牛のせり取引を実現することができた。家畜商との協調の一つが、従来の相対取引の市場をせり市と併行して開設することであった。かくて農民対家畜商の取引を、おもにせり市でおこない、家畜商相互の取引は相対取引市場でおこなうという市場組織が定着したのであった。

すなわち相対取引の市場は、その経営が畜産組合のおこなうものであっても、実質は従前からの牛馬宿取引と変わらないものであり、家畜商は旧慣の取引方法で、自由に和牛の取引に従事することができた。

しかるに家畜取引法の施行により、すべての家畜市場で相対取引が認められなくなるにおよんで、和牛市場の開設者は家畜商と利害を一体するものとして、法の適用に対して反対し、また特定の大市場に対する特例の適用⁹⁾を強く要求したのである。

「家畜取引法」による取引のせり（入札）への統一に対する市場側の反対理由にはいろいろあるが、最大の理由は取引頭数の多い大規模市場では、せり取引は時間と経費を要し、かえって家畜流通の円滑化を阻害するというものである。例えば和牛市場としてわが国最大の尾道市場の場合、従来相対取引で1日に千数百頭の和牛の取引が可能であったが、これを1頭ずつせり取引するときは数日を要し、そのために費される商人および市場経費が加算されて、流通費用は一層大きくなるという。

かくして農林省対取引業界との間で、対立・陳情・懇談がくり返されたのであるが、農林省は家畜流通の主要な集散の拠点である大市場を、法の適用から除外することは、法目的が失われるとして、取引方法における都道府県知事の自由な裁量（注9参照）を拘束し、法適用の猶予期間（1カ年）をすぎても、なおせり（入札）によらない家畜市場に対しては閉鎖命令を出すとの強い態度を示した。

しかしその後、和牛取引における主要な集散地市場では、形式的に正札方式を採るものもあるが、実質は従来の相対取引と全く変わらない取引法をおこなって今日に至っている。また国も法の立前から、それらを容認しえないまでも、相対取引の市場に対して閉鎖命令はもとより、具体的な禁止措置をなさない現状である。

3. せり取引と相対取引

せり取引の対象とされる商品は、前述したように評価に客観的基準の乏しい商品か、あるいは変質し易く、取引に迅速を要する商品だとされている。しかしせり取引における迅速性は、変質し易い商品が売れ残りのない形で取引される意味での迅速性であり¹⁰⁾、取引の規模や対象とされる商品の種類によっては、せりが必ずしも相対取引に比べて迅速な取引ではない。

相対取引は1頭当りに要する取引時間は、せり取引に比べて長い、同一時間内に複数の取引をおこなうことができ、市場取引全体としては短時間で取引が完了する。したがって取引頭数の多い市場では、相対取引の必要性が高いのである。

和牛がせり取引の対象とされるのは、評価に客観性が乏しいこと、およびそれが生き物であるために、できるだけ売れ残りのない取引が期待されるからであるが、しかしほぼ同じ理由で相対的、しかも「袖下取引」という特殊な取引慣行が温存されてきたのである。

和牛における袖下取引の起源については不詳であるが、最近まで家畜市場取引で袖下取引が一般的だったおもな理由としては、家畜商相互の取引が口約束の信用取引が多く、またそれを拒否しえない家畜商間の取引慣行があったからである。したがって買手の信用状態によって提示価格を変え、ある場合には故意に高い価格を示して、取引の不成立をはかることも必要だったのである¹¹⁾。

家畜市場において形成される価格が、取引当事者双方に、個別的価格としてのみ示されるにすぎず、非公開であった従来の取引慣行は、和牛流通の合理化にとって止揚されるべきだということは論をまたないのである。市場で形成される価格は当該地域の標準価格であり、それが公開されることによって市場機能が果されるからである。したがって相対取引が同時に非公開の取引であった従来の市場取引を、一挙にせり取引に改め、取引を公開のものとしようとした国の政策の意図は理解できる。

しかし相対取引が非近代的であるのは、それが袖下取引という非公開の取引に結んでいたからであり、相対取引そのものにはとくに近代性も非近代性もあるわけではない。

藩政時代の2才駒せり市は、藩の立場でせりを最も便宜な取引と認め、これを公権的に強制することが可能であった。また大正から昭和の初期にかけて普及した産牛地のせり市は、家畜商によって収奪されていた流通マージン部分を、できるだけ生産農民に還元するという名分があり、しかも他方において相対取引が温存されて、せり取引の普及が可能であった。

せり取引は最高の付値に対してせり落される取引方法であるから、できるだけ高価に、あるいは適正価格で販売する方法である。またせり取引によって価格が公開される。しかし家畜市場の機能は価格形成だけにあるのではなく、流通の円滑化機能が重要である。したがって1頭を単位とする和牛の市場取引において、せり取引は一面の合理性をもつが、取引規模の大きい市場では、かえって流通の円滑化を

阻害することがある。すなわち和牛は個体ごとに商品としての形がちがいが、組 (lot) の取引がおこなわれないので、現在のせり方法では1市日 250~300頭の取引が限界とされている¹²⁾。

せり取引を取引規模の大きい市場に強制するとすれば、家畜市場組織全体の再編が必要であり、それが実現されるまでは流通円滑化の必要上、相対取引が温存されざるをえないだろう。しかし現在なお旧慣そのままの相対取引をおこなっている家畜市場（例えば岡山県高梁家畜市場）でも、代金決済が家畜市場開設者（岡山県経済連）を経由しておこなわれているので¹³⁾、事実上袖下取引の必要性は失われている。つまり相対取引のまま市場取引の近代化に接近しているのである。

いうまでもなく和牛流通の近代化課題は、取引の方法だけに集約されるものでなく、和牛流通の全機構的な問題である。取引の方法がせりであるか相対によるべきかは、具体的に何れが便利であり、合理的な取引の方法であるかによって評価さるべきである。しかし「家畜取引法」に規制されて、昭和42年1カ年間に全国の家畜市場で取引された和牛650,693頭のうち、せり場以外で市場取引されたものは33,944頭(5.2%)にすぎなかった(第7表)。

第7表 せり場以外の場内取引頭数の割合(全国)

		取引規定による取引頭数 A	せり場以外の場内取引頭数 B	B/A
子 成 計	牛	351,521 頭	5,388 頭	1.5 %
	牛	299,172	28,556	9.5
		650,693	33,944	5.2

(農林省統計調査部：昭和42年家畜市場調査概要)

- 注 1) 農林中央金庫：肉牛統計，p. 112, (1966).
- 2) 畜産農協の事業収入のうち市場収入の占める割合は、岡山県の場合、和牛肥育地帯で55%，育成および繁殖地帯で80%であった。協同組合経営研究所：特殊農協の実態と展望，p. 53 同組合，東京(1958)。
- 3) 広島県仔牛仔馬公正取引条例(昭和23年)による。なお条例違反に対しては2万円以下の罰金・拘留または料料となっている。
- 4) 例えば岩手県上閉伊郡畜協の市場規定では「組合員の生産した家畜が左の年令に達したるときは、この市場に出荷し価格の決定を受けなければならない」として、馬明け2才、牛・豚・綿羊・山羊当才をあげている。
- 5) 広島県で5%以内、岩手県で8%である。手数料率および徴収方法については地方により一定しない。売主の負担の場合もあり、売買当事者双方で折半する場合もある。なお相対の市場取引では1頭当たり定額手数料の場合が多い。
- 6) せり市に出荷した本人が買取るもので、本人取りともいう。
- 7) 前掲、家畜取引実態調査参考資料I：p. 133。
- 8) 昭和31年6月1日法律123号(施行同年8月30日)、改正昭和36年11月1日法律173号、昭和37年9月15日法律161号。
- 9) 家畜取引法第15条に「家畜市場において行なう家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし特殊な資質を有する家畜の売買を行なう場合、その他せり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認められる場合であって、開設者が農林省令で定める手続により都道府県知事の許可を受けて業務規程をもって定めた場合においてはこの限りではない」とある。
- 10) 小野茂樹：仔牛せり市におけるせり人と買手について、広大水畜紀要，1, 95-115 (1955)。

- 11) 家畜市場における取引はその日の取引が一応完了したのちに、代金の支払がおこなわれる。その際買方の家畜商から「借り」にして欲しい旨の中入れあった場合これを拒否しえない慣行があった。また實際上、市場の取引がほぼ完了したのちに、新たに買手を求めることも困難だし、取引の対象物が生き物なので、売方からみればできるだけ早く引取って貰う必要もあったのである。
- 12) 1市日の子牛のせり可能頭数の推定には各種の条件があつて一概にいえませんが、現行の取引方法だと250頭程度が適正規模であり、300頭が限界だとされている。しかし例えばせり人の数をふやして交代制をとればせり頭数はさらに増加できる。
- 13) 「家畜取引に係る売買代金又は交換差金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない」(家畜取引法第16条)。

む す び

わが国における家畜のせり取引はわが国の社会経済的諸条件、ことに家畜をめぐる生産構造や市場構造を反映して、特有な発展過程を示している。したがってその今後の展望とせり市制度の是非は、生産や市場の構造的変化のなかでおこなわれ、また評価されねばならない。

現行の家畜せり市は法的に強制されることによっておこなわれ、また整備されてきているが、しかしそれは一面において、家畜流通合理化課題に接近する要因となるとともに、他面において、強制のもつ不合理性も露呈している。それらの不合理性をできるだけ排除することによって、変転する生産や市場構造に対応するとともに、それらを促進する条件とする必要がある。

馬産が後退した今日、家畜せり市として最も古い歴史性と、社会経済的問題点をもつのは和牛のせり市なので、筆者はこれまで本紀要その他¹⁾で、和牛せり市の機能や流通上の変化にともなう変ぼうの実態などについて、2, 3の分析をおこなったが、本稿ではせり市出荷の強制慣行、ならびに市場におけるせり取引の法的規制における歴史的な背景を探ることを試みた。

- 注 1) 小野茂樹：仔牛せり市におけるせり人と買手について、*広大水畜紀要*、1, 95-115 (1955).
 同 上：家畜市場における「本人せり」の問題、*農業と経済*、21 (12), 15-20 (1955).
 同 上：畜産市場論 (畜産大系、第15編)、養賢堂、東京 (1958).

SUMMARY

In Japan, the trading in the livestock market is now enforced by law and is to be performed by the auction method. Moreover, in many producing centers of calves, producers are compelled to consign their calves in auction markets according to the ordinances of their own prefectures. In this way, the livestock auction in Japan is imparted with a peculiar economic mission and character in the marketing of livestock.

One of the earliest auctions for selling livestock on which informations are available now, was the one established in Shirakawa in the north-eastern area of Japan in 1629. It was an auction of 2 years old foals. There are no informations available for these periods in regard to the auction of cattle. The present method of auction in marketing cattle was started in the Taishō era (1912-1926) by producers' associations in the Chūgoku district.

Through investigation of the historical and economic development of these auction markets, this research-paper intends to analyze the characteristics and details of functions in marketing cattle.